

議案第 36 号

海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により海部地区環境事務組合規約を別紙のとおり変更することについて組合市町村と協議したいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、海部地区環境事務組合規約に定める管理者及び副管理者の選任方法を変更することについて協議するため必要があるからである。

海部地区環境事務組合規約の一部を変更する規約

海部地区環境事務組合規約（平成12年2月10日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第6条第2項中「組合の議会が組合市町村の長の中から選挙する」を「組合市町村の長が互選する」に改め、同条第3項中「6人は、組合市町村の長をもって充て、1人は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合市町村の副市町村長又は事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任する」を「、6人は管理者を除く組合市町村の長をもって充て、1人は管理者の属する組合市町村の副市町村長（副市町村長の職にある者が2人以上あるときは、管理者が指名する者）をもって充てる」に改める。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。